

No.	意見箇所	意見反映前の第一次案本文	意見	回答	
1	ガイドラインの背景説明－古紙パルプの利用促進	p2 上から 5行目	○ このため、紙の主原料となるパルプを大きく、「古紙」と「木材等の植物」由来に分類し、 <u>まず、古紙の利用を促しています。</u>	紙の原材料における配慮について、まず「古紙パルプを多く使用していること」とし、古紙を使わない場合には3)で規定するバージンパルプを使用するという順番になっていますが、古紙が適切に管理された森林に由来するバージンパルプに常に優先するということ意味するのであれば、賛同できません。ガイドライン中に「製品の種類に応じて古紙パルプを適正な割合で使用することは、…以下略…」とあるように、製品の種類や用途に応じて、古紙パルプが望ましい場合とバージンパルプが望ましい場合が異なると考えられます。用途による指定ができないのであれば、古紙と適切に管理された森林に由来するバージンパルプは同列に扱うべきです。	2005年改定時に、ガイドライン項目「古紙配合率が高いこと」を「古紙パルプおよび環境に配慮したバージンパルプを多く使用していること」へ変更しました。これにより、「紙の品質や機能に関わらず、古紙パルプ配合率100%にこだわる」という風潮を見直すことや、再生紙の製造に不可欠なバージンパルプに対する環境配慮の導入のきっかけを提供したことは成果の一つであったと考えられます。しかし、2005年改定時の理由の一つであった、「クラフトパルプの方が古紙パルプより製造工程におけるCO2排出量が少ない」という評価は紙のLCA手法に基づいたものであり、評価の対象範囲や重視する環境影響等を適宜見直す必要があります。今回の改定では基本的に「一度、森からもらった原料は長く使い(古紙利用)、森から原料をもらう場合は原料の合法性と持続可能性を確認する」という方針としており、 <u>原案のとおり</u> といたします。ご指摘の趣旨をふまえ、ガイドライン改定後の登録商品の環境情報をモニタリングいたします。
2	ガイドラインの背景説明－持続可能性を目指した取り組み	p2 上から 8行目	○ 「木材等の植物(再・未利用材を除く)」由来のバージンパルプを使用する場合には、原料の合法性と持続可能性を目指した取り組み(環境・社会配慮)を確認する必要があります。	弊社では古紙でなく植林木を使用中ですが、「持続可能性を目指した取り組み(環境・社会配慮)」:弊社での採用となった理由がGPN推奨品ということであったことから、環境・社会に配慮されているとみなされる基準は何かを明記いただくと、用紙の採用にあたって分かりやすいかと思います。	環境・社会に配慮されているとみなされている基準を、p6ガイドライン3)②の背景説明と商品登録フォーマットに掲載しております。<ガイドラインの背景説明>の文中に、「p6参照」を追加いたします。
3	ガイドラインの背景説明－クレジット方式の説明	p2 上から 13行目	○ 「クレジット方式」とは、商品毎に実際に配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された原料(森林認証材や間伐材)と、それ以外の原料の使用量に基づき、各商品に対して森林認証材や間伐材が等しく使われているとみなす方式のことです。	このクレジット方式はしっかりその考え方やメリットを説明しないと一般消費者の誤解を生じる可能性もありますので、そのための努力が必要であると考えます。	ご意見の趣旨をふまえ、クレジット方式の考え方やメリットをエコ商品ねつとの画面やセミナー等を通じて説明いたします。
4	紙の原料に関する基礎情報－非木材バージンパルプ	p2 下から 12行目	○ 非木材バージンパルプはケナフ、バガス、タケ、ヨシ等の非木材の繊維原料から作られたパルプであり、品質は広葉樹バージンパルプとほぼ同じで、印刷・情報用紙に使用することができます。	非木材パルプの説明は事実と異なると考えます。非木材パルプの性質(繊維長など)はパルプ原料によって様々であり、蒸解性や漂白性もそれぞれ異なることから、「広葉樹バージンパルプとほぼ同じ」は事実と反する、と思われる。例えば、ケナフについて日本製紙連合会は、「ケナフは風合を楽しむなど、あくまで目的に応じた使用に適する素材」とホームページで説明しています。	ご意見の趣旨をふまえ、非木材パルプの性質の事実とそぐわない内容である「品質は広葉樹バージンパルプとほぼ同じ」の部分削除する修正をいたします。
5	紙の原料に関する基礎情報－非木材バージンパルプ	p2 下から 12行目	○ 非木材バージンパルプはケナフ、バガス、タケ、ヨシ等の非木材の繊維原料から作られたパルプであり、品質は広葉樹バージンパルプとほぼ同じで、印刷・情報用紙に使用することができます。	「非木材パルプ」について「情報提供項目」扱いとした方が適当と思われる(「国産材からつくられたパルプ」と同等の扱い)。非木材パルプと、木材パルプの間に、環境影響に関する大きな差があるとは言い難いため。また、上記の理由により、非木材パルプであっても「保護価値の高い森林からの調達禁止」「遺伝子組み換え樹木の調達禁止」「労働者の健康や安全配慮」「社会的な紛争がある地域からの調達禁止」の4項目は必須とすべきである。	古紙パルプ以外のバージンパルプは再・未利用材を除き、全て、合法性と持続可能性の確認の対象になります(ガイドライン3))。以上より、当項目は原案のとおりといたします。  また、ご意見の趣旨をふまえて、3)②に「森林の減少を抑制する方法には、木材の供給を目的として栽培された植林木材や栽培植物の利用、人工林の管理上発生する間伐材の有効利用があります。しかし、天然林の大規模な皆伐後の単一樹種による一斉造林や、空地や未利用地に次々とケナフ等の栽培植物を植えるような無秩序な栽培、採算性を過度に重視して伐りすぎるような不適切な間伐等は、既存の自然生態系へ影響を及ぼす危険性があり、持続可能性に配慮されているとはいえません。そのため、植林木材や栽培植物、間伐材であればすべて環境に配慮された材料であるとは言えず、これらの持続可能性を目指した取り組みを確認することが必要です。」という文章を追加いたします。

No.	意見箇所	意見反映前の第一次案本文	意見	回答
6	紙の原料に関する基礎情報－非木材バージンパルプ	<p>p2 下から12行目</p> <p>○ 非木材バージンパルプはケナフ、バガス、タケ、ヨシ等の非木材の繊維原料から作られたパルプであり、品質は広葉樹バージンパルプとほぼ同じで、印刷・情報用紙に使用することができます。</p> <p>p2 下から10行目</p> <p>○ バージンパルプの原料の一つである再・未利用材とは、<u>廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害等を受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材等の木材)、廃植物繊維</u>のことであり、これらの使用は資源の有効利用や廃棄物の削減に役立ちます。</p>	<p>最近ではデザイン・材質・色柄に工夫され、個性を出した紙も多いので、古紙パルプやバージンパルプの使用を少なくする目的で、パルプ材に使用しない木材(間伐材)・植物・ゼラチン状物質等の混入を取り上げてはどうか。植物では身近な雑草も色水の材料や押し花の材料として環境学習の工作で使用しています。</p>	<p>紙の原料に関する基礎情報として、古紙、木材等の植物(木材、非木材)を紹介しています。「木材等の植物」の原料の由来として、再・未利用材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害等を受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材等の木材)、廃植物繊維、間伐材)を紹介しています。以上より、<u>原案のとおり</u>といたします。</p> <p>また、原料の採り方について、3)②に「森林の減少を抑制する方法には、木材の供給を目的として栽培された植林材や栽培植物の利用、人工林の管理上発生する間伐材の有効利用があります。しかし、天然林の大規模な皆伐後の単一樹種による一斉造林や、空地や未利用地に次々とケナフ等の栽培植物を植えるような無秩序な栽培、採算性を過度に重視して伐りすぎるような不適切な間伐等は、既存の自然生態系へ影響を及ぼす危険性があり、持続可能性に配慮されているとはいえません。そのため、植林材や栽培植物、間伐材であればすべて環境に配慮された材料であるとは言えず、これらの持続可能性を目指した取り組みを確認する必要があります。」という文章を追加いたします。</p>
7	紙の原料に関する基礎情報－間伐	<p>p2 下から6行目</p> <p>○ 森林には、主に自然のバランスにより森林が良好に維持されているものがある一方、人の手を加えることにより良好な状態で維持されているものがあります。植林等により造成された人工林は、人の手を加えなければ、機能の維持向上が難しい森林の一つです。人工林では成長に伴って混みすぎた林の木の間引きし、残された木の成長を促進する「間伐」が行われます。間伐によって発生する「間伐材」は、建築材等の製材や丸太の他、バージンパルプの原料としても有効に利用されています。</p>	<p>間伐は森林管理における一手法であり、先ずその森林管理内容が適切かどうかの判断が最初に来るべきものです。「間伐材＝有効利用」というのは、議論が飛躍していると考えます。</p>	<p>原料における配慮において、間伐材も、合法性と持続可能性の確認の対象になります。以上より、<u>原案のとおり</u>といたします。</p> <p>また、ご意見の趣旨をふまえて、3)②に「森林の減少を抑制する方法には、木材の供給を目的として栽培された植林材や栽培植物の利用、人工林の管理上発生する間伐材の有効利用があります。しかし、天然林の大規模な皆伐後の単一樹種による一斉造林や、空地や未利用地に次々とケナフ等の栽培植物を植えるような無秩序な栽培、採算性を過度に重視して伐りすぎるような不適切な間伐等は、既存の自然生態系へ影響を及ぼす危険性があり、持続可能性に配慮されているとはいえません。</p> <p>そのため、植林材や栽培植物、間伐材であればすべて環境に配慮された材料であるとは言えず、これらの持続可能性を目指した取り組みを確認する必要があります。」という文章を追加いたします。</p>
8	【紙の使い方】ガイドライン1)	<p>p3 上から8行目</p> <p>1) 紙の無駄遣いをしないこと(基本原則1)に対応)</p>	<p>FAX送信票について、官公庁・企業ではまだ徹底していないので各担当者に実例も示して、無駄を省く工夫を促してほしい。</p>	<p>今回の改定により、ガイドライン1)に「紙の無駄遣いをしないこと(基本原則1)に対応)」を追加しております。</p> <p>「FAX送信票は不要」というご提案を含めて、紙の利用者側の無駄を省く工夫については、グリーン購入に関するセミナー等における「基本原則1 必要性の考慮」の紹介の際に参照いたします。</p>
9	【紙の使い方】1)ガイドラインの背景説明－持続可能な森林経営と製紙原料の再生利用	<p>p3 上から23行目</p> <p>○ 世界の紙・板紙の生産量は増加傾向にあり、今後も紙・板紙の需要が増加すると仮定して、この増加分の原料を植林木でまかなおうとすると、食料やバイオ燃料の原料生産等との競合で植林用地の取得は難しく、紙・板紙の需要の増加分すべてを植林木でまかなうのは難しいという見解があります。そのため、製紙原料を植林だけで確保することは不可能であり、紙の原料を供給するためには、<u>持続可能な森林経営の実現、製紙原料の再生利用を同時に進める必要があります。</u></p>	<p>背景説明【紙の使い方】における、「1)紙の無駄遣いをしないこと」の説明について(4番目の○)、「持続可能な森林経営の実現、」を削除し、「製紙原料を植林だけで確保することは不可能であり、紙の原料を供給するためには、製紙原料の再生利用を同時に進める必要があります。」とした方が、「無駄遣いをしないこと」および「古紙利用を進めること」の必要性を原料の物量確保の観点から適切に説明できると考えます。</p>	<p>ご意見の趣旨をふまえ、以下のとおり、修正いたします。「そのため、製紙原料を植林だけで確保することは不可能であり、紙の原料を供給するためには、製紙原料の再生利用を進める必要があります。さらに、木材原料を将来にわたって安定的に確保するためには持続可能な森林経営の実現を進める必要があります。」</p>

No.	意見箇所	意見反映前の第一次案本文	意見	回答	
10	【原料における配慮】ガイドライン2) 古紙パルプの利用促進	p4 上から 5行目	2) 古紙パルプを多く使用していること(基本原則2-3、2-7に対応)	紙の原材料における配慮について、まず「古紙パルプを多く使用していること」とし、古紙を使わない場合には3)で規定するバージンパルプを使用するという順番になっていますが、古紙が適切に管理された森林に由来するバージンパルプに常に優先するということの意味するのであれば、賛同できません。ガイドライン中に「製品の種類に応じて古紙パルプを適正な割合で使用することは、…以下略…」とあるように、製品の種類や用途に応じて、古紙パルプが望ましい場合とバージンパルプが望ましい場合が異なると考えられます。用途による指定ができないのであれば、古紙と適切に管理された森林に由来するバージンパルプは同列に扱うべきです。	2005年改定時に、ガイドライン項目「古紙配合率が高いこと」を「古紙パルプおよび環境に配慮したバージンパルプを多く使用していること」へ変更しました。これにより、「紙の品質や機能に関わらず、古紙パルプ配合率100%にこだわる」という風潮を見直すことや、再生紙の製造に不可欠なバージンパルプに対する環境配慮の導入のきっかけを提供したことは成果の一つであったと考えられます。しかし、2005年改定時の理由の一つであった、「クラフトパルプの方が古紙パルプより製造工程におけるCO2排出量が少ない」という評価は紙のLCA手法に基づいたものであり、評価の対象範囲や重視する環境影響等を適宜見直す必要があります。今回の改定では基本的に「一度、森からもらった原料は長く使い(古紙利用)、森から原料をもらう場合は原料の合法性と持続可能性を確認する」という方針としており、 <u>原案のとおり</u> といたします。ご指摘の趣旨をふまえ、ガイドライン改定後の登録商品の環境情報をモニタリングいたします。
11	【原料における配慮】ガイドライン3)	p4 下から 4行目	3) 古紙パルプ以外のパルプ(バージンパルプ)を使用する場合は以下のパルプであること	紙の原材料における配慮について、まず「古紙パルプを多く使用していること」とし、古紙を使わない場合には3)で規定するバージンパルプを使用するという順番になっていますが、古紙が適切に管理された森林に由来するバージンパルプに常に優先するということの意味するのであれば、賛同できません。ガイドライン中に「製品の種類に応じて古紙パルプを適正な割合で使用することは、…以下略…」とあるように、製品の種類や用途に応じて、古紙パルプが望ましい場合とバージンパルプが望ましい場合が異なると考えられます。用途による指定ができないのであれば、古紙と適切に管理された森林に由来するバージンパルプは同列に扱うべきです。	2005年改定時に、ガイドライン項目「古紙配合率が高いこと」を「古紙パルプおよび環境に配慮したバージンパルプを多く使用していること」へ変更しました。これにより、「紙の品質や機能に関わらず、古紙パルプ配合率100%にこだわる」という風潮を見直すことや、再生紙の製造に不可欠なバージンパルプに対する環境配慮の導入のきっかけを提供したことは成果の一つであったと考えられます。しかし、2005年改定時の理由の一つであった、「クラフトパルプの方が古紙パルプより製造工程におけるCO2排出量が少ない」という評価は紙のLCA手法に基づいたものであり、評価の対象範囲や重視する環境影響等を適宜見直す必要があります。今回の改定では基本的に「一度、森からもらった原料は長く使い(古紙利用)、森から原料をもらう場合は原料の合法性と持続可能性を確認する」という方針としており、 <u>原案のとおり</u> といたします。ご指摘の趣旨をふまえ、ガイドライン改定後の登録商品の環境情報をモニタリングいたします。
12	【原料における配慮】3)①ガイドラインの背景説明－合法性	p5 上から 5行目	○ 現在、製紙業界では木材の調達経路を確認し、木材調達の際に原産地等を明記して違法伐採材ではないことを証明する履歴管理報告書の提出を取引事業者が義務づける取り組み等が行われています。合法性を証明する方法の一つとして第三者認証制度があります。	弊社では古紙でなく植林木を使用中ですが、「合法性」：原材料(チップ)の原産地とその割合や環境負荷物質の含有率について製紙会社の証明書の確認にあたって、合法とされる基準は何かをお示しいただきたく、「合法性を証明する方法の一つとして第三者認証制度があります。」と資料では記載されていますが、GPNとして信用できる第三者はどの組織かということを示していただければと思います。	ご意見の趣旨をふまえて、「合法性を証明する方法の一つとして第三者認証制度」の後に、「(p12<参考情報>●世界の主な森林認証制度について 参照)」を追加いたします。 また、森林認証制度の種類によって、その運営方法や基準等は異なるため、欧州各国政府や非営利団体等が各種森林認証制度の比較や評価を実施している事例があります。現在、発展段階にある内容であるため、GPNとして特定の組織を明示することは難しいですが、各種森林認証制度の比較や評価の事例をp12の上から25行目に紹介しています。 ( <a href="http://www.proforest.net/cpet/evidence-of-compliance/category-a-evidence/approved-schemes">http://www.proforest.net/cpet/evidence-of-compliance/category-a-evidence/approved-schemes</a> )
13	【原料における配慮】3)①ガイドラインの背景説明－原料産出地	p5 上から 9行目	○ 紙製品の購入者は、バージンパルプの原料産出地について、製紙事業者、紙製品の製造者・販売者、マスコミ、NGO等からの情報を参考にして判断することが望まれます。	本記述は非常に重要です。パブリックコメントで削除や趣旨を変える修文を求める意見があった際にも、削除しないことを希望します。	削除いたしません。
14	【原料における配慮】3)①ガイドラインの背景説明－低位利用木材	p5 上から 13行目	○ 再・未利用材[廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害等を受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材等の木材)、廃植物繊維]も元々の原料産出地の合法性を問うことは困難な場合が多いため、バージンパルプの原料のうち、再・未利用材については、再・未利用材であることを確認要件とし、本項目の対象外とします。	低位利用木材については、合法性を確認しなくてよい根拠がないため、他のバージンパルプの原料と同様に合法性の確認を行うべきです。また、仮に今回の改訂では困難であったとしても、合法性確認の対象外とするのは限時的措置であり、今後の検討課題であると考えます。	木材原料の合法性と持続可能性の確認については、国内製材所におけるこれらの確認方法の確立が課題であるという現状をふまえて、次回の印刷・情報用紙タスクグループ等の検討課題といたします。

No.	意見箇所	意見反映前の第一次案本文	意見	回答
15	【原料における配慮】ガイドライン3)② p5上から18行目	② 原料となる全ての木材等は、再・未利用材または持続可能な森林等の管理に配慮して産出地の状況を確認の上、調達されている原料であること(基本原則2-2、2-3に対応)	GPNが3000近い団体の会員組織であり、紙原料や森林問題について深い知識を持っていない会員の購買担当者も多いことを考えると、ガイドライン本文の3)②「持続可能な森林等の管理に配慮して」といった内容は抽象的であると考えます。購買担当者の具体的な行動につなげるという観点からは、もう一步踏み込む必要を感じます。 ガイドライン本文3)②の細則またはカッコ書きにて、4項目の「共通事項」を記載し、その確認方法を「背景説明」などで説明する形にすれば、注意すべき点が具体的に、会員にはわかりやすくなると思います。	ご意見の趣旨をふまえて、「持続可能な森林等の管理への配慮」についてエコ商品ねっとの画面やセミナー等を通じて説明いたします。  4項目の「共通事項」を背景説明および商品登録フォーマットに掲載しております。また、p1ガイドライン3)②の注釈として、「*2 持続可能な森林等の管理に配慮:当ガイドラインでは法や規定等を参照して、原料の環境面の持続性と社会面の持続性を確認することとしている(p6参照)」を追加いたします。
16	【原料における配慮】ガイドライン3)② p5上から18行目	② 原料となる全ての木材等は、再・未利用材または持続可能な森林等の管理に配慮して産出地の状況を確認の上、調達されている原料であること(基本原則2-2、2-3に対応)	原木の持続可能性について:現在の基準は、駆け出しで多くを求めても現実対応が出来るか、レベルをそろえられるかということから制度の意味が薄れる恐れと、一方、何もしないわけにはいかないというせめぎあいです。かねてFSCも部品毎のマーク表示を認めていた。また、違う紙をいくつか使って一冊の本を作る場合、表示を使用部分を特定すればFSC材のページ、古紙のページというものを認めていた。つまり、現実対応が可能かどうかを知っていて、管理木材という概念をBtoBのみ設定するのは横暴とも言えます。  消費者から見えないFSCの管理木材を供給者に担保させるのは論理的に表示制度を覇権主義的に使っているといわざるを得ません。実態経済を混乱に陥れても何の責任も取れないし取れないのはやりすぎです。FSCの管理木材が合法性の上位になるなら、原木産出各地域の国情や制度の運用の問題です。調達者が全てクリアしたもののみを使うという宣言はできても確認には膨大な社会コストをかぶることになります。実際にやったら紙のコストは跳ね上がるか、物が供給できなくなります。 タスマニアの問題も政府や地元企業、地元の生活者、地元の自然保護の考え方がFSCの管理木材のレベルに合っていないということです。政府相手の話ならFSCは自らラウンドテーブルを開いて早期問題解消を行うべきところ、製紙メーカーと審査機関の対応の手続き論にしてしまっており、市場関係者からの対応不満が減りません。今回の原木の確からしさの保証は、「企業の自主行動をチェックする程度」です。 そこでGPNや政府の立場では、基準案のように、今使えるものの確からしさを区分し、その程度によって、基準をクリアした材だけで構成したもののみを登録してもらうという切り口で整理されています。 現実の製紙メーカーの対応できないところは、どこか明確にしろまい、これを合法性担保と引き換えに点数が足りないことを前提としてグリーン度G80以上(目標G100)とすることを提案します。また、現状では掲載商品は100に見えますが、担保等が不足し(他の性能証明と同様)、各社の言葉の定義や確認の方法が同水準かどうか分かりません。 従って、全てFSCの管理木材のような構成の紙が出来るまでは、不足部分を除外しても商品となるようにすることです。ただし、目標と毎年の改善義務付け、情報開示の方法、G80、G100、当面G70で良いのか、政府の基準も改善サイクルのあり方には触れておらず担保もないので、GPNでは現実的に数値を扱いながら、商品バリエーションを救い、今後の努力の方向性をより明示的にする文章と、規定をおいていただきたいと考えます。	「GPNでは利用者が商品を選択できるように、多様な商品の環境情報を提供しているが、環境配慮について、今後の努力の方向性をより明示する文章や規定を設定してほしい」というご意見の趣旨をふまえて、次回の印刷・情報用紙タスクグループ等の検討課題といたします。
17	【原料における配慮】3)②ガイドラインの背景説明ー再生可能な資源、保護価値の高い森林 p5上から20行目	○ バージンパルプの原料となる植物は、化石燃料や鉱物資源等の枯渇性の地下資源に対して、本来は再生可能な資源といえます。しかし、植物の成長速度を超える利用、森林等の緑地の様々な機能への配慮を欠いた利用、原生林での伐採、絶滅危惧種や固有種の生息地での伐採は、生物多様性の保全と持続可能な利用等の阻害につながります。	バージンパルプの原料となる植物は、「本来は再生可能な資源」から、「適切に利用した場合には再生可能な資源」と修文し、「原生林での伐採」に限定した記載はガイドラインの【確認内容】にもある「保護価値の高い森林」という用語を引用し、「『保護価値の高い森林』の価値を低減させる伐採」と修文することを提案します。	ご提案のとおり、「本来は再生可能な資源」から、「適切に利用した場合には再生可能な資源」と修文し、「原生林での伐採」は「『保護価値の高い森林』の価値を低減させる伐採」と修文いたします。

No.	意見箇所	意見反映前の第一次案本文	意見	回答	
18	【原料における配慮】3)②ガイドラインの背景説明－モニトリオール・プロセス	p5 下から1行目	○ 持続可能な森林経営の定義として、現在使用されているものには、森林原則声明およびアジェンダ21の実施に向けて、持続可能な森林経営の客観的な把握・分析・評価の基準・指標を定める「モニトリオール・プロセス(欧州以外の温帯林・北方林対象)」があります。	持続可能な森林管理の定義として現在使用されるものとして、いわゆる政府間プロセスの一つであるモニトリオールプロセスのみが挙げられていますが、政府間プロセスにはこの他PEFCが採用しているヘルシキプロセス、ITTO、ATOなどがあります。	「モニトリオール・プロセス以外の基準・指標への配慮」について、次回の印刷・情報用紙タスクグループ等の検討課題といたします。
19	【原料における配慮】3)②ガイドラインの背景説明－持続可能性を目指した取り組み	p5 下から1行目	○ 持続可能な森林経営の定義として、現在使用されているものには、森林原則声明およびアジェンダ21の実施に向けて、持続可能な森林経営の客観的な把握・分析・評価の基準・指標を定める「モニトリオール・プロセス(欧州以外の温帯林・北方林対象)」があります。	モニトリオール・プロセス等は、持続可能な森林経営の基準や指標を定義したのですが、それを満たすと「持続可能」と認められるハードルのようなものが定められているわけではなく、製品にラベルが付けられて流通することはありません。したがって、持続可能性の基準として参照はできるものの、購入者に直接役立つものとは言えません。第三者監査や証明書等の文書、供給者の調達方針の確認は有効な方法であり、それらの行動を促すことは大いに意義があると考えますが、個別に判断しなければならないものであり、多くの購入者には困難であるとも思います。困難なことを定めるだけでは行動が広がらないため、結果的に実効性が低くなることを危惧します。	ご意見の趣旨をふまえて、「持続可能な森林等の管理への配慮」についてエコ商品ねっとの画面やセミナー等を通じて説明いたします。
20	【原料における配慮】3)②ガイドラインの背景説明－持続可能性を目指した取り組み	p5 下から1行目	○ また、持続可能性を目指した取り組みがなされている森林等から採取された原料の定義として、現在使用されているものには、森林認証制度の評価・認証の基準、WWFジャパン「林産物調達チェックリスト」、製紙事業者の調達基準等があります。	森林認証制度は持続可能な管理が行われている森林を認証し、その森林から生産された木材・木材製品にラベルを付けて流通させ、それによって消費者は、製品原料の森林管理の状況について知ることができるものです。ラベルを確認するだけなので、知識や個別の情報などを確認する余裕のない購入者には役立つものであると考えます。一方で、森林認証制度は世界にいくつもあり、その基準や運営も様々で、環境や生物多様性の保全、社会問題の面から十分でないものも見られます。	ご意見の趣旨をふまえて、「森林認証制度」についてエコ商品ねっとの画面やセミナー等を通じて説明いたします。参考情報において、「森林認証制度の種類によって、その運営方法や基準等は異なるため、欧州各国政府や非営利団体等が各種森林認証制度の比較や評価を実施している事例があります。」と説明しています。
21	【原料における配慮】3)②ガイドラインの背景説明－持続可能性を目指した取り組み	p6 上から3行目	これらが示している、持続可能性を目指した取り組みがなされている森林等から採取された原料かどうかを確認する内容は以下のとおりです。	背景説明【原料における配慮】における、「3)古紙パルプ以外のパルプ・・・②原料となる全ての木材等は、・・・」の説明について(4番目の○)、前半文書最後の「内容は以下のとおりです」は、「ポイントには以下の事項があります」が適切な表現、と考えます。例示された木材原料の確認方法はそれぞれ内容が異なっており、「内容は以下のとおり」のようなイコールを連想させる表現は適切でない、と考えます。	ご提案のとおり、「内容は以下のとおりです」は、「ポイントには以下の事項があります」と修正いたします。
22	【原料における配慮】3)②ガイドラインの背景説明－持続可能性を目指した取り組み	p6 下から14行目	○ 当ガイドラインでは、これらの資料に基づき、現在、運用実績のある規定等(モニトリオール・プロセス、森林認証制度)と国内関連法(グリーン購入法、林野庁「合法性・持続可能性証明ガイドライン」)の共通事項である下記4項目を、持続可能性を目指した取り組みがなされている森林等から採取された原料の確認内容としています。	確認内容が原料産出地(木材等伐採地)の法律・規則の確認、保護価値の高い森林の保存、安全性未確認の遺伝子組み換え樹木の調達禁止、労働者の健康や安全への配慮、原料をめぐる重大な社会的な紛争がある地域からの調達禁止となっており、WWFジャパンの林産物調達チェックリストで定める項目と比べて少なくなっています。今後、原料産出地(木材等伐採地)の法律・規則に全ての森林関連法、環境関連法、社会関連法を含めること、施業が経済的に継続できること、環境に配慮した施業を行っていること、自然林を他用途へ転換する際に収穫する材でないことや、植林であれば(ある一定の期日以降)自然林を転換した土地でないこと、社会面で保護価値の高い森林の保全といった確認項目を増やしていかれることを是非ご検討頂きたいと思っております。	次回の印刷・情報用紙タスクグループ等の検討課題といたします。
23	【原料における配慮】3)②ガイドラインの背景説明－持続可能性を目指した取り組み	p6 下から14行目	○ 当ガイドラインでは、これらの資料に基づき、現在、運用実績のある規定等(モニトリオール・プロセス、森林認証制度)と国内関連法(グリーン購入法、林野庁「合法性・持続可能性証明ガイドライン」)の共通事項である下記4項目を、持続可能性を目指した取り組みがなされている森林等から採取された原料の確認内容としています。	4項目の「共通事項」がまとめられています。それぞれの森林認証制度がこれらの4項目を満たしているかどうかを確認し、整理した情報をガイドラインとして提供できれば、購入担当者の具体的な行動に役立つものと考えます。また、ガイドライン本文3)②の細則またはカッコ書きにて、4項目の「共通事項」を記載し、その確認方法を「背景説明」などで説明する形にすれば、注意すべき点が具体的に、会員にはわかりやすくなると思います。	エコ商品ねっとなおいて、4項目の情報を紹介しています。「森林認証制度」についてエコ商品ねっとの画面やセミナー等を通じて説明するよう、努めます。ご意見の趣旨をふまえて、ガイドライン本文3)②に注釈(*2)を追加し、「*2 持続可能な森林等の管理に配慮: 当ガイドラインでは法や規定等を参照して、原料の環境面の持続性と社会面の持続性を確認することとしている(p6 参照)。」を追加いたしました。

No.	意見箇所	意見反映前の第一次案本文	意見	回答	
24	【原料における配慮】3)②ガイドラインの背景説明ー持続可能性を目指した取り組み	p6 下から 10行目	◆環境面の持続性 ・保護価値の高い森林の保存 ・安全性未確認の遺伝子組み換え樹木の調達禁止 ◆社会面の持続性 ・労働者の健康や安全への配慮 ・原料をめぐる重大な社会的な紛争がある地域からの調達禁止	エコマークの認定基準の改定で導入予定となっている「植林地や他の土地利用に転換するために天然林が大規模に皆伐された木材の調達禁止」基準もGPNガイドラインに含めてはどうかと考えています。	背景説明に取り上げていますが、持続可能性を目指した取り組みの確認内容(4項目)に含まれていないため、今回の印刷・情報用紙タスクグループ等の検討課題といたします。
25	【原料における配慮】3)②ガイドラインの背景説明ー持続可能性を目指した取り組み	p6 下から 8行目	・安全性未確認の遺伝子組み換え樹木の調達禁止	「安全性未確認の」という限定修飾は、安全性が確認されていれば遺伝子組み換え樹木の調達が可能ということになります。ただ、この安全性確認がどのような形で行われるのか不明であり、そもそも安全性が確認できるのかどうかについても疑義があること、検討チームでの議論としては、安全性が確認されていれば、遺伝子組み換え樹木がOKという議論が行われたわけではなく、遺伝子組み換え樹木による天然種への組み換え種による遺伝子レベルでの汚染自体が問題という認識に立って、「遺伝子組み換え樹木の調達禁止」へ訂正すべきと考えます。	安全性の確認方法、遺伝子組み換え樹木の定義等の公的な基準やルールがない分野であるため、ご意見の趣旨をふまえて、今回の印刷・情報用紙タスクグループ等の検討課題といたします。 原案どおりといたしますが、遺伝子組み換え樹木の定義や安全性の確認方法や生物多様性条約の解釈に関する社会動向等について、引き続き情報を収集し、検討いたします。
26	【原料における配慮】3)②ガイドラインの背景説明ー持続可能性を目指した取り組み	p6 下から 5行目	・原料をめぐる重大な社会的な紛争がある地域からの調達禁止	「原料をめぐる重大な社会的な紛争がある地域からの調達禁止」という基準については「原料をめぐる」という修飾が加えられました。また、「重大な社会的紛争」の中身についても解釈の余地が存在しています。これらの基準を狭く捉えることによって、基準をクリアしているとの主張が行われる可能性があります。先住民の権利や市民権の侵害、戦争や内戦などの社会紛争なども含まれることを明確にしておいたらどうでしょうか？より広い定義が適用されるべきだと思います。	ご意見の趣旨をふまえ、「原料をめぐる」を削除いたします。 また、「重大な社会的紛争」の解釈に関する内容について、ガイドライン3)②の背景説明における、持続可能性を目指した取組のポイントの記述中に「先住民の権利尊重」等を記載しております。
27	ガイドライン【品質における環境配慮】6)	p7 下から 4行目	6) 塩素ガスを使わずに漂白されていること (ECFパルプ等) (基本原則2-1に対応)	猶予期間を設定いただきたい。改定でいきなり「0(ゼロ)」では企業として対応できない。	当該の内容は、エコ商品ねっとへの掲載条件ではなく、登録フォーマットには塩素ガスの使用状況を商品情報として掲載しております。こちらの欄をご活用ください。
28	ガイドライン【品質における環境配慮】6)	p7 下から 4行目	6) 塩素ガスを使わずに漂白されていること (ECFパルプ等) (基本原則2-1に対応)	漂白 ECFパルプを必須にすべき。 ・理由: ECFパルプはバージンパルプに限る。大半が対応でき、この数年投資しなかったものを今更救うのがグリーンなのか。グリーン購入の基準は全員が合格できるものを基準に入れるのは無意味です。製紙連はいまだに護送船団方式により最もレベルの低いメーカーの総和で物を言っているところがあり、「より環境に配慮した商品を選択的に購入することにより技術や投資に努力した企業が成長する」とこと反しています。 白色度を求めているといわれているトイレットペーパーや再生紙を製造する工程では塩素ガスは使われておらず、バージンパルプの製造に関わる規定であるという認識を明示した上で、原木の持続可能性の確認のレベルを確保することと同様、環境負荷を低減する努力をした企業から買えばよいことを盛り込みたいものです。国内の不景気や需要頭打ちの状況の中、いずれの企業が淘汰の対象か、グリーンな企業に生き残って欲しいものです。	ガイドライン6)において、「塩素ガスを使わずに漂白されていること (ECFパルプ等)」としており、「塩素ガスの使用の有無」を商品情報として掲載いたします。エコ商品ねっとへの掲載条件ではありませんが、塩素ガスの使用状況によって、商品を選択することができますので、ご意見の趣旨をふまえた、商品選択が可能と考えられます。以上より、原案のとおりといたします。  また、「環境負荷を低減する努力をした企業から買えばよいことを盛り込みたい」とのご意見に関して、ガイドライン8)に対応する「事業者の取り組み」を商品情報の一つとして掲載しております。

No.	意見箇所	意見反映前の第一次案本文	意見	回答	
29	【品質における配慮】6) ガイドラインの背景説明－ECFの定義	p8 上から 5行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 塩素ガス(Cl<sub>2</sub>)を使用しないECF漂白法(漂白剤には二酸化塩素(ClO<sub>2</sub>)やオゾン(O<sub>3</sub>)が使用されます)により、副生される有機塩素化合物をさらに削減することができます。</li> <li>○ 現在、国内で生産される晒化学パルプの7割程度がECF漂白法で製造され、ECF漂白法で漂白された化学パルプは「ECFパルプ」と呼ばれます。</li> <li>○ 未晒パルプは漂白されていないので、塩素ガスを使用していませんが、特にECFパルプとは言いません。</li> <li>○ 機械パルプや古紙パルプは過酸化水素や二酸化チオ尿素で晒されることが一般的ですが、塩素ガスを使用していなくても、特にECFパルプとは言いません。</li> </ul>	<p>背景説明【品質における環境配慮】における、「6)塩素ガスを使わずに漂白されていること」の説明(後半4つの○)を以下とし、ECFの定義を明確にしてはいかでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 化学パルプの漂白に従来用いられてきた塩素ガス(Cl<sub>2</sub>)の使用を中止することで副生する有機塩素化合物はさらに削減できます。塩素ガスを使わずに漂白した晒化学パルプを、塩素ガスを使って漂白した従来の晒化学パルプと分けて、「ECFパルプ」と呼びます。</li> <li>○ 現在、国内で生産される晒化学パルプの7割程度がECFパルプです。</li> <li>○ 古紙パルプや機械パルプの漂白には塩素ガスは使われません。</li> </ul>	ご意見の趣旨をふまえ、ガイドライン6)の背景説明における、ECFの定義を修正いたします。
30	ガイドライン【品質における環境配慮】7)	p8 上から 14行目	7)リサイクルしにくい加工がされていないこと(基本原則2-6に対応)	<p>リサイクルしにくい加工について。紙の規定で全てカバーすることは無意味。印刷サービスの規定を改定する理由でもある。</p> <p>対応印刷物の用途が元々紙の段階で加工される場合は特定の目的性能を作る目的を持っています。このような紙を直接調達することは少なく印刷物や伝票等の形になったものを購入するケースが大半です。印刷情報用紙として利用する場合にはリサイクル除外品であることを表示し、また、リサイクルされないことから、原材料の森林負荷を減らした再生原料比率が高いものを利用することが妥当となります。</p>	ガイドライン7)の背景説明のとおり、リサイクルしにくい加工がされている場合、商品情報として、「使用後は古紙回収に混入しないこと」と表示することとしています。ご意見の趣旨をふまえ、ガイドライン7)の背景説明に「リサイクルしにくい加工がされている紙は使用後に再生することができません。そのため、リサイクルしにくい加工がされている紙を使用する場合、その製品に含まれる古紙パルプ配合率が高いものを利用することが望まれます。」と追加いたします。
31	【品質における環境配慮】8) ガイドラインの背景説明－製造段階と原料調達	p8 9行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 製紙事業者や紙製品販売事業者は、原料調達において、古紙利用、森林認証の導入や植林面積の拡大、原料の合法性と持続可能性を目指した取り組みの推進、再・未利用材の有効活用、原料のトレーサビリティの確保およびそれらに関する情報提供等を進めています。(基本原則3に対応)</li> <li>また、紙の製造段階において、製紙事業者はバイオマス燃料や廃棄物エネルギーの利用による化石燃料の使用削減、晒設備のECF化、廃棄物の削減等の組織的な環境改善の取り組み等を進めています。これらの取り組みを考慮して商品を購入することが重要です。</li> </ul>	<p>事業者による環境配慮の取り組みはもちろん重要ですが、原料調達とその他の環境配慮の取り組みを一律に比較することは困難かと思えます。工場等での前向きな環境配慮の取り組みを推奨しつつも、「原料の確認が不十分だが工場では環境配慮している、といった製品は“環境配慮商品”とはいえません」という記載の追加をお願いします。</p>	ご意見の趣旨をふまえ、ガイドライン8)の背景説明に「原料の合法性と持続可能性を目指した取り組みが確認された商品であることと同時に、これらの事業者の取り組みを考慮して商品を購入することが重要です。」と追加し、修正いたします。
32	【品質における環境配慮】8) ガイドラインの背景説明	p8 下から 2行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本製紙連合会では古紙パルプ等配合率検証制度を構築し、運用しています。当会に所属する製紙事業者は、製紙事業者と直接取引する事業者(取引事業者)からの要望に応じて、製造または品質管理の責任者名を明示した古紙パルプ等配合率証明書を発行しています。</li> </ul>	<p>背景説明【事業者の取り組みの考慮】において(2番目の○)、「当会」の表現は「同会」もしくは「日本製紙連合会」が適切と考えます(「当会」がGPNと読めるため)。</p>	「当会」を「日本製紙連合会」へ修正いたします。

No.	意見箇所	意見反映前の第一次案本文	意見	回答
33	<p>&lt;ガイドラインの新旧対応表&gt;－紙のLCA</p> <p>p11 上から 4行目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>しかし、クラフトパルプと古紙パルプの製造工程におけるCO2排出量の評価は、紙のLCA手法(ライフサイクルアセスメント:その製品に関する資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送等全ての段階を通して環境影響を定量的、客観的に評価する手法)を用いた紙の環境負荷の比較であり、評価の対象範囲や重視する環境影響等を適宜見直す必要があります。</li> <li>LCA手法を用いて紙の環境負荷を把握する場合、下図のとおり、システム境界(ライフサイクルのどの範囲を対象とするか)の定義やLCAの方法論等によって結果が異なります。2005年改定時には、紙の製造(下図:紙製造のLCA)のみを対象範囲として、クラフトパルプと古紙パルプのCO2排出量を評価していましたが、紙の循環(下図:紙循環システムのLCA)を含むシステムの評価としては適切とはいえません。</li> </ul> <p>紙の廃棄処理までを含めたLCAにおいて、使用済みとなった紙をリサイクルする場合と埋立・焼却する場合の比較ではリサイクルを行った場合の環境影響がより小さいという研究例があります。また、紙の環境影響には様々な項目があり、重要と考える環境影響によってLCAの結果の解釈が異なります。重視する環境影響はその時点における社会のニーズや選択であることを認識することが必要です。</p>	<p>LCAの説明について。紙製造のLCAを安易に使わないで、部分的なLCIをもってLCAとしていたことへの注意、算定条件や情報の公開がなければ意味がないという点を明記すべき。</p> <p>LCAという言葉が簡単に使われていますが、これまで製紙業界が扱ってきたものは現在では一般にはLCIといわれます。個別インベントリの一つであり、再生紙となる場合や、原料調達のエネルギー計算方法が公表されない限り、検証する方法もなく、社会全体の総エネルギーや環境負荷を減らしていくためのカーボンフットプリントの表示等の流れを踏まえ、個別LCIを各業界が算定し、その算出条件やルールとデータを広く公開しておくことを求めるべきです。</p> <p>偽装事件の前にメーカーが唱えた論理には、GPNのガイドライン基準が古紙一辺倒からバージンパルプ主体に価値観が変わったと引用されました。「LCA」的に見ても再生紙が環境によいとはいえないという主張でした。バージンパルプは木が材料で持続可能といったキャンペーンが張られたことを念頭におく必要があります。業界団体が平均値を出してこれをええというものはニーズから外れています。どのメーカーがCO2削減努力をしているかが、今後のグリーン購入企業選定の基準の一つになります。</p> <p>ただ注意が必要なのは、再生原料をどれだけ使っているかはフランスの事例などでもCO2のみの評価の限界、森林負荷の軽減＝生物多様性等の観点を平行して評価すべきとの考え方の流れをいれておきたいものです。この規定でしばらくいくなら、盛り込んでおかないと直ぐ陳腐化します。</p>	<p>ガイドラインの新旧対応表の説明において、紙のLCA手法について、「ライフサイクルアセスメント:その製品に関する資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送等全ての段階を通して環境影響を定量的、客観的に評価する手法」と説明しています。また、その課題について、以下のとおり説明しております。「LCA手法を用いて紙の環境負荷を把握する場合、下図のとおり、システム境界(ライフサイクルのどの範囲を対象とするか)の定義やLCAの方法論等によって結果が異なります。2005年改定時には、紙の製造(下図:紙製造のLCA)のみを対象範囲として、クラフトパルプと古紙パルプのCO2排出量を評価していましたが、紙の循環(下図:紙循環システムのLCA)を含むシステムの評価としては適切とはいえません。</p> <p>紙の廃棄処理までを含めたLCAにおいて、使用済みとなった紙をリサイクルする場合と埋立・焼却する場合の比較ではリサイクルを行った場合の環境影響がより小さいという研究例があります。また、紙の環境影響には様々な項目があり、重要と考える環境影響によってLCAの結果の解釈が異なります。重視する環境影響はその時点における社会のニーズや選択であることを認識することが必要です。」</p> <p>以上より、<b>原案どおり</b>といたします。</p>
34	<p>&lt;ガイドラインの新旧対応表&gt;－紙のLCA</p> <p>p11 下から 9行目</p>	<p>2005年改定時には、「クラフトパルプの場合にはバイオマス燃料を利用し必要なエネルギーの多くを賄えるので、古紙パルプよりも製造工程における化石燃料由来のCO2排出量が少ない」という評価をしていましたが、</p> <p>近年、古紙パルプの製造工程でRPF(廃プラスチック等から製造された固形燃料)や廃タイヤ等の廃棄物や黒液以外のバイオマスを燃料として使用した結果、化石燃料由来のCO2排出量を大幅に削減し、バージンパルプにおける排出量と同水準まで下げた工場の事例も報告されています。</p> <p>今後も製紙業界ではバイオマス燃料や廃棄物エネルギーの積極的な利用が見込まれるため、クラフトパルプと古紙パルプのCO2排出量が同程度となっていくものと考えられます(環境省:古紙偽装問題に係る特定調達品目検討会最終とりまとめ, 2008)。</p>	<p>この部分については、科学的な根拠を全く示すことなく同程度になるとしていますが、根拠を示さないのであればこの部分の記述は削除すべきと考えます。</p>	<p>「環境省:古紙偽装問題に係る特定調達品目検討会最終とりまとめ, 2008」を引用いたしており、<b>原案どおり</b>といたします。紙のLCAについては発展段階にあるため、次回の印刷・情報用紙タスクグループ等の検討課題とします。</p>

No.	意見箇所	意見反映前の第一次案本文	意見	回答
35	<ガイドラインの新旧対応表>一紙のLCA p11 下から 9行目	2005年改定時には、「クラフトパルプの場合にはバイオマス燃料を利用し必要なエネルギーの多くを賄えるので、古紙パルプよりも製造工程における化石燃料由来のCO2排出量が少ない」という評価をしていましたが、近年、古紙パルプの製造工程でRPF(廃プラスチック等から製造された固形燃料)や廃タイヤ等の廃棄物や黒液以外のバイオマスを燃料として使用した結果、化石燃料由来のCO2排出量を大幅に削減し、バージンパルプにおける排出量と同水準まで下げた工場の事例も報告されています。今後も製紙業界ではバイオマス燃料や廃棄物エネルギーの積極的な利用が見込まれるため、クラフトパルプと古紙パルプのCO2排出量が同程度となっていくものと考えられます(環境省:古紙偽装問題に係る特定調達品目検討会最終とりまとめ、2008)。	2005年改定のガイドラインの背景説明の中で、これまで、一見すると、古紙パルプよりもクラフトパルプが地球温暖化防止効果においてすぐれているとの説明が行われていました。その前提条件として、「持続可能な森林経営をしている限り、バイオマス燃料由来のCO2排出は、木材の成長過程で固定した大気中のCO2を再度大気中に排出していると考えられることができるため(プラスマイナスゼロ)、大気中のCO2濃度を高めることはありません」と述べてはいるものの、そのバイオマス燃料の持続可能性の困難さが十分に触れられておらず、日本製紙連合会の主張を受け入れたかたちで、誤解を招く表現となっていました。  検討チームにおいては、LCAの専門家の方を招き、木質バイオマスである黒液の炭素量もカウントすることが必要との発言があったにもかかわらず、この点に関しては今回の説明文書ではコメントが行われていないと思います。ここはぜひ、バイオマスは一般にカーボンニュートラルではなく、黒液などについても、入手先での炭素ストック量が縮小している限り炭素排出としてカウントされるべきであるという点についての明確な説明が必要ではないか。	ガイドラインの新旧対応表の説明において、2005年改定時の課題について、以下のとおり、説明しております。 「LCA手法を用いて紙の環境負荷を把握する場合、下図のとおり、システム境界(ライフサイクルのどの範囲を対象とするか)の定義やLCAの方法論等によって結果が異なります。2005年改定時には、紙の製造(下図:紙製造のLCA)のみを対象範囲として、クラフトパルプと古紙パルプのCO2排出量を評価していましたが、紙の循環(下図:紙循環システムのLCA)を含むシステムの評価としては適切とはいえません。  紙の廃棄処理までを含めたLCAにおいて、使用済みとなった紙をリサイクルする場合と埋立・焼却する場合の比較ではリサイクルを行った場合の環境影響がより小さいという研究例があります。また、紙の環境影響には様々な項目があり、重要と考える環境影響によってLCAの結果の解釈が異なります。重視する環境影響はその時点における社会のニーズや選択であることを認識することが必要です。」 以上より、 <u>原案どおり</u> といたしますが、ご意見の趣旨をふまえて、バイオマスの取り扱いについて、次回の印刷・情報用紙タスクグループ等の検討課題といたします。
36	<参考情報>一世界の主な森林認証制度 p12 下から 16行目	森林認証制度の種類によって、その運営方法や基準等は異なるため、欧州各国政府や非営利団体等が各種森林認証制度の比較や評価を実施している事例があります。	森林認証制度間に違いがあるというのは非常に重要な点であるため、パブリックコメントで削除や趣旨を変える修正案を求めた際にも、英国CPETの事例を含め、削除しないことを希望します。	削除いたしません。
37	<参考情報>一世界の主な森林認証制度 p13 上から 7行目	○ PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes) <a href="http://www.pefcasia.org/japan/index.html">http://www.pefcasia.org/japan/index.html</a> (PEFCアジアプロモーションズ)  ・ 現在31カ国の国別森林認証制度が加盟し、そのうち22カ国の認証制度が相互認証の審査済み。COC認証も実施している。  ・ PEFCが承認する認証林面積197,205,828ha(2008年11月)。	世界の森林認証制度の紹介の部分でPEFCに関するデータがやや古くなっておりますので、現状のデータと若干の追加説明を下記にお知らせいたします。  現在の加盟国数は34、そのうち27カ国の森林認証制度が相互承認の審査済み。PEFCの相互承認は、149カ国政府が参加して策定した政府間プロセス(世界で8つある)という世界の持続可能な森林管理の基準や指標を採用していることが条件のひとつ。 PEFCが承認する認証森林の面積:2億2,300万ヘクタール、PEFCのCOC発行数:4,930件(2009年)	いただいた情報のとおり、該当箇所を修正いたします。
38	<参考情報>一世界の主な森林認証制度 p12 下から 16行目		<参考情報>の森林認証制度について、各認証制度のロゴマークを追加してはいかがでしょうか。	いただいた情報のとおり、森林認証制度のロゴマークを追加いたします。